

環境省告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第六項及び第一条の二第十五項の規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第号）の施行の日から適用する。

平成 年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する告示
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第一条第三項並びに第一条の二第五項、第九項、第十一項及び第十四項」を「第一条第

六項並びに第一条の二第七項、第十一項、第十三項及び第十六項」に改め、「第一条の二第五項、第九項及び第十一項」を「第一条の二第七項、第十一項及び第十三項」に改め、第四号中「第一条の二第五項、第六項及び第八項から十一項まで」を「第一条の二第七項、第八項及び第十項から第十三項まで」に改め、「第一条の二第五項、第九項及び第十一項」を「第一条の二第七項、第十一項及び第十三項」に改める。